政府調達に関するアクション・プログラムについて

平　成　６　年　２　月　３　日

ｱｸｼｮﾝ・ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ実行推進委員会

第 20 回アクション・プログラム実行推進委員会決定

我が国政府としては、政府調達分野において、更に一層透明性、公正性及び競争性の高い調達手続とするとともに競争力のある内外の供給者等がより容易に市場参入できるよう「政府調達に関するアクション・プログラム」を我が国の自主的措置として別紙のとおり決定する。

政府調達に関するアクション・プログラム

我が国の政府調達については、内外無差別、透明かつ公正な競争手続とするよう、これまで種々の努力を行ってきているところであるが、さらに一層透明性、公正性及び競争性の高い調達手続とするとともに競争力のある内外の供給者等がより容易に市場参入できるよう、今般以下の措置を講ずる。

Ⅰ. 調達手続の抜本的改善

1. 調達手続における透明性の徹底

調達手続における透明性の徹底を図るため、本年度内に政府調達全物品分野（「政府調達に関する協定」の対象となる調達全分野）を対象とした調達手続を策定する。

その際、以下の点に留意し、策定するものとする。

① 一般競争契約によることが原則であることを再確認するとともに、金額及び物品の性質を考慮して一定の調達案件の調達前招請手続を整備する等によって潜在的供給者の競争参加機会の平等を確保することに留意しつつ、手続の簡素・合理・効率化に努める。

② 指名競争契約による場合にも、調達のあらゆる段階における機会平等を確保するとともに、その遂行に当たっては指名業者名の公表等によって透明性及び公正性を確保する。

③ 随意契約によらざるをえない場合には、原則として一定金額以上の調達案件の官報への事前公告を行う等によって随意契約を行う旨決定する過程での透明性及び公正性を確保する。

2. 一般競争契約の実施の徹底

(1) 一般競争契約を原則としている現行制度の趣旨に則して一般競争契約を最大限活用する。

(2) 指名競争契約の運用の見直しを行う。物品の性質等により参加資格を制限しようとする場合であっても、一定の客観的な入札参加資格基準を定め、それに合致するものは誰でも競争入札に参加できる一般競争契約を用いることを原則とする。

また、指名競争契約によらざるをえない場合にあっても、指名が特定者に偏することを避けるよう指名競争契約の適正な運用に努める。

(3) 調達機関は、随意契約による調達を「政府調達に関する協定」において特定された例外的な場合にのみ適用されるよう一層厳正な手続きの執行に努めるとともに、引き続き部内審査体制の強化等を通じて随意契約の見直しを行うことにより、随意契約の縮減を図る。

3.資格審査手続の改善

(1) 申請者の負担軽減及び審査事務の合理化を推進するため、単一資格審査制の実施

を徹底する。資格審査申請書類については、簡素・統一化する。また、連絡会議の設置等により省庁間の資格審査基準の統一化を図る。

(2)　資格審査制度の透明性及び公正性を確保するため、有資格者名簿を個別に閲覧等の方法により公表（少なくとも資格者名）し、その閲覧のための連絡先名を官報に公示する。

4.落札方式の改善

コンピュータ製品、コンピュータサービス及びその他必要と認める調達において最低価格落札方式だけでは十分対応できない場合には、総合評価落札方式を活用することを勧奨する。このため、必要に応じ、調達機関はこれらの分野における総合評価の客観的基準の検討、開発を行い、適当な場合には、これを政府全体で活用する。

Ⅱ. 政府調達情報の公表手段の改善

(1)　政府調達に関心を有する供給者に調達情報をより便利な形で提供し、新規供給者等の入札機会を拡大するため、従来の官報掲載方法を変更し、政府調達関係の官報公告を取りまとめた官報（政府調達公告）を発行する。

(2)　政府調達契約の執行の透明性を確保するため、従来の個別公表に加え、今後新たに個別調達実績（個別落札情報及び随意契約情報）を取りまとめ、政府調達実績に関する年次報告を発行する。

Ⅲ. 政府調達情報の提供の改善

(1)　調達機関は、外国供給者等の参入機会に関する情報提供及び広報の強化に努めるとともに、外国供給者等から競争参加資格手続、入札手続等契約手続に関する照会等又は調達に関する諸情報の提供依頼等を受けた場合には迅速かつ的確に対応するよう十分配慮する。

(2)　官報（政府調達公告）に掲載される政府調達情報をデータ・ベース化し、日本貿易振興会のビジネス・サポート・センター、地方の貿易情報センター等において、在日外資系企業をはじめ政府調達に関心を有する内外の企業に幅広く提供する。

(3)　年度当初に官報（政府調達公告）に公告する調達の対象を 100 万ＳＤＲ以上から 80 万ＳＤＲ以上に引下げるとともに、年度当初に開催する政府調達に関するセミナーにおいて、予算上の留保を付した上で、政府調達の見通しを可能な限り説明する。また、各省庁は、さらに詳細な情報を供給者に提供する機会を設けるため、必要に応じセミナーを開催する。

Ⅳ. 苦情処理体制･手続の整備

当面の措置として、現在限定された個別分野に導入されている苦情処理手続を全物品分野（「政府調達に関する協定」の対象となる調達全分野）に拡充する。今後、新たな「政府調達に関する協定」の発効に向け、調達に利害関係のない、公正かつ独立した審査体制による苦情処理手続の早急な整備のため所要の準備を推進する。

Ⅴ. 本措置の実効性の確保

(1)　公正取引委員会は、事業者及び事業者団体による入札談合行為の防止の徹底を図るため、「公共入札ガイドライン」（仮称）を策定する。
　また、調達機関は、入札において独占禁止法に違反する行為が行われることのないよう、公正取引委員会との緊密な連絡を図るとともに、反競争的な行為に対しては、関係法令に則り厳正に対処する。調達機関は、反競争的行為に関する情報の連絡体制の整備を図る。

(2)　総務庁は、政府調達手続の透明性、公正性を確保するため、行政監察の効果的実施に努める。

Ⅵ. 適用範囲

(1)　本アクション・プログラムは、「アクション・プログラムの骨格」及び「政府調達に関する申合せ」によって決定された調達、基準額及び機関を対象とする。

(2)　「ガット政府調達に関する協定」改訂交渉の結果、新たに対象となる機関については、準備が整い次第早期に本アクション・プログラムの対象とする。また、新たに対象となる調達については、準備が整い次第早期に同改定案に沿った自主的措置を採用する。
（注）工事及び設計・コンサルティング業務については、上記自主的措置として「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」（平成６年１月 18 日閣議了解）を策定済み。

(3)　調達機関は、基準額以下の調達についても、透明性・公正性及び競争性を確保するよう努めるとともに、随意契約の縮減を図る。このため、調達に関する情報の提供、相談の受付等の事務を円滑に処理する体制を整備し、照会等に対し迅速かつ的確に対応することにより、内外の供給者等の利便を図る。

Ⅶ. 指導･協力要請

各省庁は、広く政府関係機関一般に対し、「政府調達に関する協定」及び本アクション・プログラムに基づき、内外無差別かつ透明な手続に向けて調達手続の一層の改善に努めるよう指導を行うとともに、その実施状況の把握を行う。
また、地方公共団体に対しても、新たな「政府調達に関する協定」の対象となる機関、基準額及び調達について、地方の実情及び関係法令の規定を踏まえつつ、本アクション・プログラムの趣旨に則った協力要請を行う。

Ⅷ. 本措置のレヴュー及びフォローアップ

本措置の着実な実行を確保するため、内閣外政審議室を中心として本措置のフォローアップのための関係者会議を組織し、本措置実施のためのガイドライン及び具体的スケジュールを策定する。関係者会議は毎年実施状況をレヴューする。